

# アスベスト(石綿)に関するQ&A

(平成22年12月)

茨城県アスベスト(石綿)対策連絡会議

## 目次

番号	質問の概要	ページ
I アスベスト一般に関するもの		
Q1※	石綿(アスベスト)とはどのようなものですか	1
Q2	吹き付けアスベストとはどのようなものですか。またそれが禁止されたのはいつ頃ですか	1
Q3	アスベストを含有する製品の製造・使用等の状況はどうなっていますか	1
Q4	茨城県内にアスベスト製品を製造している事業場はありますか	1
Q5	アスベストの製造・使用等の規制はどうなっていますか	3
II 健康に関するもの		
Q6※	アスベストが原因で発症する病気はどのようなものがありますか	3
Q7	どのような場合にアスベストを吸い込む危険性がありますか	3
Q8※	どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのですか	4
Q9※	吸い込んだアスベストは除去できますか	4
Q10	近くにアスベスト関連施設があり、健康への影響が心配な場合はどうしたらよいですか	4
Q11※	昔、アスベスト工場の住んでいたことがあるが大丈夫ですか	4
Q12	近所で解体工事をしておりアスベストが飛散するのではないかと心配です	5
Q13	アスベストと中皮腫の発症にはどのような関係がありますか	5
Q14	悪性中皮腫と診断されたら、全てアスベストが原因だと考えてよいですか	5
Q15※	アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はありますか	5
Q16	アスベストが原因で発病する疾患はどのような検査でわかりますか	5
Q17	症状が気になり、不安に思う場合はどこに行けばよいですか	5
Q18※	中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうしたらよいですか	5
Q19	病気(中皮腫)の進行を予防するにはどうすればよいですか	5
Q20	健康被害の認定と補償を受けることは可能ですか	6
Q21	主人がアスベスト工場で働いていたのですが、家族の健診はどうすればよいですか	6
Q22	住民の健康調査を実施すべきでないですか	6
Q23	専門の医療機関を紹介してほしいのですが	6
Q24	労災病院以外で、アスベスト関連疾患を診てもらえる県内の病院を紹介してほしいのですが	8
III 事業所及び労働災害に関するもの		
Q25	アスベストに関する労災補償等についての相談窓口はどこですか	8
Q26	以前、アスベストを取り扱っていた職場で働いていましたが、将来病気にならないか心配です	8
Q27	現在、アスベストを取り扱う作業等に従事しているが、健康診断を受けた方がよいですか	9
Q28※	私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを扱っていたとは思えない。アスベストとの関連はありますか	9
Q29※	医師に中皮腫と診断されましたが、どこでアスベストを扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか	9
Q30※	当社ではアスベストを取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいでしょうか	9
Q31※	既に退職していますが、在職中はアスベストを取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか	10

## 目次

番号	質問の概要	ページ
Q32 ※	アスベストを扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きをすればよいのですか	10
IV施設管理に関するもの		
Q33	建物にアスベストを含む建材が使われているか調べられますか	10
Q34	屋根にアスベストが使っているみたいなので、どうしたらよいのでしょうか	10
Q35	グラスウールとプラスターボードにアスベストが混入されていないか心配です	11
Q36	建築物のどんなところにアスベストが使われていますか	11
Q37 ※	建築物(事務所、店舗、倉庫等)にはアスベストの危険がありますか	11
Q38 ※	建築物(事務所、店舗、倉庫等)に吹き付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいですか	12
Q39	建材や空気中のアスベスト含有を分析できる機関はありますか	12
Q40 ※	我が家はアスベストの危険性はありますか	13
Q41 ※	わが家では、見えるところには吹き付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは 大丈夫ですか	13
Q42	繊維壁にはアスベストは含まれていますか	13
Q43	アスベストの飛散防止には、取り除く(除去)以外に方法があるのですか	13
Q44	アスベストの除去は、法的に義務づけられているのですか	13
Q45	アスベストを除去した場合、建築物の耐火性能に支障はありませんか	13
Q46	水道管に石綿管が使用されていると聞きましたが、石綿管を通過した水道水による健康影響はないですか	14
Vアスベストの処理等に関するもの		
Q47	県内にアスベストを処分できる処理場はあるのですか	14
Q48	建設リサイクル法では、どのような手続きが必要ですか	14
Q49	解体の手順はどのように定められていますか	15
Q50	解体工事をする際には、どのような法律が適用されますか	15
Q51	アスベストを除去できる施行業者はありますか	15
Q52	アスベストを除去する工事費はどれくらいかかりますか	15
Q53	アスベストの除去工事を行う際に、行政機関の許可は必要ですか	16
Q54	解体工事をする際に、建材にアスベストが含まれているか調べる(分析する)必要はありますか	16
Q55	自分の所有地にアスベストのようなものを捨てられた場合、どこに連絡したらよいか。また、その処分はどのようにしたらいいですか	16
Q56	アスベスト撤去等の工事を業務として行いたいですが、どのような資格が必要ですか	17
VI融資や支援に関するもの		
Q57	アスベストの除去工事に対する融資制度はあるのですか	17
Q58	自宅の壁材にアスベストが含まれているかどうか調べてほしい	17
Q59	アスベストが含まれているかどうか調べたいが、検査費用について助成制度等はないですか	17
Q59-2	アスベストの除却工事に対する補助はあるのですか	17

## 目次

番号	質問の概要	ページ
Ⅶ家庭用品等に関するもの		
Q60	家庭内の日用品で、アスベストを含んだ製品はありますか	18
Q61	家庭内にあるアスベストを含んだ製品の廃棄はどのようにするのですか	18
Ⅷその他		
Q62 ※	学校におけるアスベスト対策について教えてください(国での対策)	18
Q63	学校における児童生徒等及び教職員の健康被害の状況はどうなっているのですか	18
Q64	学校における児童生徒や教職員の健康診断を実施すべきではないですか	18
Q65	各種相談・問い合わせ窓口を案内してほしいのですが	18
Q66	民間の支援相談窓口はありますか	18

※印のQについては、厚生労働省ホームページにおけるQAの内容を編集のうえ、作成しております。

# 1 アスベスト一般に関するもの

## Q1 石綿(アスベスト)とはどのようなものですか

石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的でアスベストを吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、これらについても原則として製造が禁止されています。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

## Q2 吹き付けアスベストとはどのようなものですか。また、それが禁止されたのはいつ頃ですか

吹き付けアスベストは、アスベストにセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたもので、壁や天井等の防火・耐火、吸音性能等を確保するため幅広く用いられました。アスベストの含有量が5%を超えるものの吹き付けについては昭和50年から原則禁止とされております。実際に飛び散ったりして吸い込む危険性の度合いによって、一般的には吹き付け材として著しく飛び散りやすく危険性の高い製品をレベル1と区分けします。これに準じる性状のものとして石綿含有保温剤等がレベル2と区分けされます。このレベル1とレベル2の製品を飛散性アスベストといい、成形板など非飛散性アスベストの建材をレベル3と区分けしています。

## Q3 アスベストを含有する製品の製造・使用等の状況はどうなっていますか

アスベストの使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備、摩擦材等の工業製品等に使用されています。

区分	主な用途
建材	住宅用屋根(住宅用化粧スレート)、建築物外装材(窯業系サイディング、スレートボード等)、内装材(珪酸カルシウム板、スレートボード等)
非建材	ブレーキライニング・ブレーキパッド(摩擦材)、配電盤等(耐熱、電気絶縁板)、配管ジョイントシート、化学プラント設備(保温材)

なお、以前は建築工事において、保温断熱の目的でアスベストを吹き付ける作業が行われていましたが、現在では禁止されています。

## Q4 茨城県内にアスベスト製品を製造している事業場はありますか

平成元年度以降「大気汚染防止法」により、石綿を扱う一定規模以上の施設(特定粉じん発生施設・9種類)を設置している事業場は届出を出すことが義務づけられています。

	施設の種類の	施設の規模
1	解綿用機械	原動機定格出力が <sup>※</sup> 3.7kw以上
2	混合機	''
3	紡織用機械	''
4	切断機	原動機定格出力が <sup>※</sup> 2.2kw以上
5	研磨機	''
6	切削用機械	''
7	破碎機及び摩砕機	''
8	プレス(剪断加工用のみ)	''
9	穿孔機	''

※石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。

県内にはこれまでに石綿を扱う事業場として25事業所が届けられていますが、平成17年9月1日 現在で全ての事業場で製造を取りやめています。

○過去に特定粉じん発生施設がありすでに廃止した事業場

事業所名	所在地
日立化成工業(株)山崎事業所	日立市
興和工業	
(有)河村製作所	
(株)東洋ブレーキ商会 桜川工場	
(有)井ゲタ	
(有)寺山工業所 高萩工場	高萩市
(株)日立製作所オートモティブシステムグループ	ひたちなか市
(株)イトウ	城里町
(株)エーアンドエーマテリアル水戸工場	常陸大宮市
タカラ(株)笠間工場	笠間市
クボタ松下電工外装(株)鹿島工場	神栖市
旭硝子(株)	
昭和電工建材(株)石岡工場	石岡市
(株)エーアンドエーマテリアル石岡事業所	
谷藤工業(株)	龍ヶ崎
つくばシステムセラ	かすみがうら市
日立化成工業(株)下館事業所	筑西市
(株)エーアンドエー茨城	
三菱マテリアル建材(株)明野工場	
三菱マテリアル建材(株)明野工場マカベ作業所	桜川市
セメダイン(株)茨城工場	古河市
富士ブレーキ工業(株)茨城工場	
アイカ工業(株)茨城工場	
(株)三方商工猿島工場	坂東市
ニチアス(株)結城工場	下妻市

## **Q5 アスベストの製造・使用等の規制はどうなっていますか**

厚生労働省は、平成7年に労働安全衛生法施行令の改正により、茶石綿（アモサイト）及び青石綿（クロシドライト）の製造、使用等を禁止し、平成16年10月から白石綿（クリソタイル）についても製造、使用を禁止しました。

さらに、平成18年9月1日から、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されましたが、引き続き、化学工場などで使用されるガスケット、パッキン等で代替のきかない6品目については例外的に製造等が認められています。なお、平成18年9月1日現在、既に使用されている物について、同日以降引き続き使用されている間は、製造、使用等の禁止の規定は適用されません。

## **II 健康に関するもの**

### **Q6 アスベストが原因で発症する病気にはどのようなものがありますか**

石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています（WHO報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよりますが、石綿を扱う機会が多いことになりまますので、定期的に健康診断を受けることをお勧めします。現に仕事で扱っている方（労働者）の健康診断は、事業主にその実施義務があります。（労働安全衛生法）

石綿を吸うことにより発生する疾病としては主に次のものがあります。

#### **(1)石綿（アスベスト）肺**

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つです。肺の線維化を起こすものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。潜伏期間は15～20年といわれております。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもあります。

#### **(2)肺がん**

石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

#### **(3)悪性中皮腫**

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。若い時期にアスベストを吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

## **Q7 どのような場合にアスベストを吸い込む危険性がありますか**

以下に該当する作業を行っていた方は、アスベストにばく露している可能性があります。

- 1 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- 2 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

### 3 以下の石綿製品の製造工程における作業

- ・ 石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
- ・ 石綿セメント又はこれらの原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
- ・ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内熱機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
- ・ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
- ・ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

### 4 石綿の吹付け作業

### 5 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

### 6 石綿製品の切断等の加工作業

### 7 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業

### 8 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業

### 9 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、バーミキュライト(蛭石)、繊維状ブルサイト(水滑石))等の取扱い作業

### 10 上記の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

## **Q8 どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのですか**

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度ばく露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

## **Q9 吸い込んだアスベストは除去できますか**

一旦吸い込んだアスベストの一部は異物として痰のなかに混ざり、体外に排出されますが、大量のアスベストを吸い込んだ場合や大きなアスベストは除去されずに肺内に蓄積されると言われています。

## **Q10 近くにアスベスト関連施設があり、健康への影響が心配な場合はどうしたらよいですか**

呼吸困難や咳、胸痛などの症状がある方は、かかり付けの医師やアスベストについての健康診断が実施可能な医療機関に相談されることをお勧めします。

## **Q11 昔、アスベスト工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫ですか**

中皮腫は吸い込んだアスベストの量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、労働者など直接石綿又は石綿含有の製品を取り扱う方は大量にかつ長期にわたって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。昭和30年代から40年代頃間に石綿工場の周辺に居住していた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、国においても情報の収集等を行って、一般住民のリスクについて検討することとしています。

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

## **Q12 近所で解体工事をしておりアスベストが飛散するのではないかと心配です**

「大気汚染防止法」では、吹付け石綿や保温材などを使用した建築物や工作物を解体等する場合に、施工業者による届け出と石綿粉じんが飛散しないような措置を義務づけています。解体後のアスベストの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び環境省の技術指針により、適正な処理がなされるよう定めています。

また、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」では、建築物の解体等を行う場合は、あらかじめ石綿の使用について調査し、石綿が使用されている場合は石綿の飛散を防止するため、作業場所の隔離や解体作業時の湿潤化など石綿粉じんの飛散防止対策をしたうえで、作業を行うこととされています。なお、労働安全衛生法に基づく作業基準に関する指導については、各労働局が実施しています。

## **Q13 アスベストと中皮腫の発症にはどのような関係がありますか**

肺などの臓器をおおっている膜の表面を中皮といい、この中皮から発生した腫瘍を中皮腫といいます。中皮腫には良性のものと悪性のものがあり、悪性中皮腫はまれな腫瘍ですが、その発症にはアスベストが関与していることが多いといわれています。発症までの潜伏期間は20年から50年といわれていますので、アスベストを吸い込んだ可能性のある方や呼吸困難や咳、胸痛などの症状がある方、その他、特に心配な方は専門病院に相談されることをお勧めいたします。なお、石綿ばく露と喫煙の組み合わせで肺がんの発症は相乗的に上昇するという報告があり、禁煙は重要です。

## **Q14 悪性中皮腫と診断されたら、全てアスベストが原因だと考えてよいですか**

正確な割合は不明ですが、国際的な診断基準では、「悪性中皮腫の80%に職業性石綿ばく露がみられた」とされています。

## **Q15 アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はありますか**

発病し、さらにある程度進行するまでは無症状のことが多いといわれています。

## **Q16 アスベストが原因で発病する疾患はどのような検査でわかりますか**

石綿を吸い込んで起こる疾患が発病しているかどうかを正しく調べるためには胸部X線検査、胸部CT検査、腹部CT検査のほか、組織を採取して診断を行うことがあります。

## **Q17 症状が気になり、不安に思う場合はどこに行けばよいですか**

咳、胸痛、呼吸困難などの症状がある方やその他特にご心配な方は、呼吸器科のある医療機関に相談されることをお勧めします。

## **Q18 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいですか**

過去、石綿にばく露したことによる中皮腫や肺がんの発症を予防することについては現在有効な手段は明らかではありませんが、石綿を吸い込んだ方が全て中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだ石綿の量、期間、種類によって異なります。肺がんについては、石綿ばく露と喫煙との組み合わせで肺がんの発症は相乗的に上昇するとの報告があり、禁煙は重要です。

## **Q19 病気(中皮腫)の進行を予防するにはどうすればよいですか**

病気の進行度により違っていますので、現在かかっておられる主治医(かかり付けの医師)にご相談ください。

## Q20 健康被害の認定と補償を受けることは可能ですか

業務上、石綿(アスベスト)を吸入し、それが原因で石綿疾患に罹ったり、亡くなられた場合に、労災として補償給付を受けられる場合があります。勤務先並びに都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談下さい。また、石綿による健康被害を受けられた方及びその遺族で、労災補償等の対象とならない方に対しては、石綿健康被害救済制度により救済給付が支給されます。各保健所又は独立行政法人環境再生保全機構までご相談ください。

※労働局連絡先 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>

※労働基準監督署連絡先 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

※各保健所(茨城県ホームページ「保健福祉部」「リンク集」からアクセス)

<http://www.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/index.htm>

※独立行政法人環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp> 電話 0120-389-931(フリーダイヤル)

## Q21 アスベスト工場で働いていたのですが、家族の健診はどうすればよいですか

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関に相談されることをお勧めします。また、自治体が実施するがん健診の機会も積極的に利用して、定期的に検査を受診していただくことをお勧めします。

## Q22 住民の健康調査を実施すべきでないですか

現在、国において、環境省が設置した「アスベストによる健康影響に関する検討会」や厚生労働省が設置した「石綿に関する健康管理等専門家会議」により、検討や報告がなされているところです。健康調査等の具体的な方法、時期などについては、全国的な問題であることから、国の結論を見て、迅速に対応してまいります。

## Q23 専門の医療機関を紹介してほしいのですが

労災病院に関しては、アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として、労災病院の診療体制の充実を図るため、診断・治療体制が整備された労災病院に「アスベスト疾患センター」が設置されています。県内では、鹿島労災病院に設置されており、全国では、24の病院に設置されています。また、その他で対応可能な労災病院等が厚生労働省から示されています。

【対応可能な労災病院等】(◎は「アスベスト疾患センター」設置、※は全国7ブロックの拠点病院)

### ○北海道

※◎岩見沢労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東 16-5 (0126)22-1300

◎釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町 13-23 (0154)22-7191

美唄労災病院 〒072-0015 北海道美唄市東4条南 1-3-1 (0126)63-2151

### ○東北

※◎東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原 4-3-21 (022)275-1111

福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻 3 (0246)26-1111

青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘 1 (0178)33-1551

秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱 30 (0186)52-3131

### ○関東

◎鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町 1-9108-2 (0479)48-4111

◎千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東 2-16 (0436)74-1111

◎東京労災病院	〒143-0013	東京都大田区大森南 4-13-21	(03)3742-7301
◎関東労災病院	〒211-8510	神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1	(044)411-3131
※◎横浜労災病院	〒222-0036	神奈川県横浜市港北区小机町 3211	(045)474-8111
◎新潟労災病院	〒942-8502	新潟県上越市東雲町 1-7-12	(025)543-3123
燕労災病院	〒959-1228	新潟県燕市大字佐渡 633	(0256)64-5111
○中部			
◎富山労災病院	〒937-0042	富山県魚津市六郎丸 992	(0765)22-1280
◎浜松労災病院	〒430-8525	静岡県浜松市東区将監町 25	(053)462-1211
◎中部労災病院	〒455-8530	愛知県名古屋市港区港明 1-10-6	(052)652-5511
※◎旭労災病院	〒488-8585	愛知県尾張旭市平子町北 61	(0561)54-3131
○近畿			
◎関西労災病院	〒660-8511	兵庫県尼崎市稲葉荘 3-1-69	(06)6416-1221
※◎神戸労災病院	〒651-0053	兵庫県神戸市中央区籠池通 4-1-23	(078)231-5901
◎和歌山労災病院	〒640-8505	和歌山県和歌山市古屋 435	(073)451-3181
大阪労災病院	〒591-8025	大阪府堺市長曾根町 1179-3	(072)252-3561
○中四国			
※◎岡山労災病院	〒702-8055	岡山県岡山市築港緑町 1-10-25	(086)262-0131
◎山陰労災病院	〒683-8605	鳥取県米子市皆生新田 1-8-1	(0859)33-8181
◎中国労災病院	〒737-0193	広島県呉市広多賀谷 1-5-1	(0823)72-7171
◎香川労災病院	〒763-8502	香川県丸亀市城東町 3-3-1	(0877)23-3111
愛媛労災病院	〒792-8550	愛媛県新居浜市南小松原町 13-27	(0897)33-6191
◎山口労災病院	〒756-0095	山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4	(0836)83-2881
吉備高原医療リハビリテーションセンター	〒716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7511	(0866)56-7141
○九州			
◎九州労災病院	〒800-0296	福岡県北九州市小倉南区葛原高松 1-3-1	(093)471-1121
筑豊労災病院	〒820-0088	福岡県飯塚市弁分 633	(0948)22-2980
※◎長崎労災病院	〒857-0134	長崎県佐世保市瀬戸越 2-12-5	(0956)49-2191
◎熊本労災病院	〒866-8533	熊本県八代市竹原町 1670	(0965)33-4151
門司労災病院	〒801-8502	福岡県北九州市門司区東港町 3-1	(093)331-3461
総合せき損センター	〒820-8508	福岡県飯塚市伊岐須 550-4	(0948)24-7500

※は、ブロックセンター(全国7ブロックの拠点病院)

## Q24 労災病院以外で、アスベスト関連疾患を診てもらえる県内の病院を紹介してほしいのですが

アスベストで起こる肺の病気の診断には、胸部CTやMRIが有用です。明らかな石綿ばく露歴のない方では、これらの機器がある病院でまず相談されてもよいかもしれません。できれば、肺ガンの精密検査登録機関として指定されている呼吸器系の専門医がいる病院がよいと思います。なお、茨城県では、主に難治性のがんの治療を行う地域がんセンター、肺がんの専門的治療を行う特殊医療機関を次のとおり指定しています。

区分	施設名	所在地	電話番号
地域がんセンター	土浦協同病院 筑波メディカルセンター病院 日立総合病院	土浦市真鍋新町 11-7	029-823-3111
		つくば市天久保 1-3-1	029-851-3511
		日立市城南町 2-1-1	0294-23-1111
	県立中央病院	笠間市鯉淵 6528	0296-77-1121
特殊医療機関	国立病院機構茨城東病院	東海村照沼 825	029-282-1151

また、県立中央病院では、アスベスト専門外来を開設しております。診療日は、毎週水曜日午前9時30分から午前11時30分で、事前に電話予約が必要です。

○予約先：県立中央病院医事課 電話0296-77-1121(内線2031)

○予約受付時間：平日午前9時から午後4時まで

### Ⅲ 事業所及び労働災害に関するもの

## Q25 アスベストに関する労災補償等についての相談窓口はどこですか

石綿を製造・取扱う業務に従事していた方に対する健康管理手帳の交付、労働者に対する健康診断、労災補償についてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの労働局、又は労働基準監督署までお願いします。

茨城労働局労働基準部 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 029-224-6211(代)

水戸労働基準監督署 〒310-0061 水戸市宮町 1-8-31 029-226-2237

日立労働基準監督署 〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 0294-22-5187

土浦労働基準監督署 〒300-0043 土浦市中央 2-14-11 029-821-5127

筑西労働基準監督署 〒308-0825 筑西市下中山 581-2 0296-22-4564

古河労働基準監督署 〒306-0011 古河市東 3-7-32 0280-32-3232

常総労働基準監督署 〒303-0022 常総市淵頭町久老地 3114-4 0297-22-0264

龍ヶ崎労働基準監督署 〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町 4-6336-1 0297-62-3331

鹿嶋労働基準監督署 〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 0299-83-8461

## Q26 以前、アスベストを取り扱っていた職場で働いていましたが、将来病気にならないか心配です

石綿(アスベスト)を扱う職場で働いている方、過去に働いていた方、あるいはその家族の方々に健康に心配のある方、また職場の安全衛生対策については、茨城労働局、または県内の各労働基準監督署で相談を受け付けています。

・茨城労働局ホームページ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

・各労働基準監督署 <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ibaraki.html#roudou>

## **Q27 現在、アスベストを取り扱う作業等に従事しているが、健康診断を受けた方がよいですか**

労働安全衛生法及び石綿障害予防規則において、事業者は、石綿を取り扱う作業等に従事させていた、又は従事させている労働者に対して、6ヶ月に一度、健康診断を実施しなければならないこととされています。厚生労働省から事業所に対して、健康診断の実施を徹底するよう指導しておりますので、現に在籍している事業所で、Q7に該当する作業を行っていた、又は行っている方は、事業所で行われる健康診断を確実に受診するようにしてください。また、発がんリスクを高めることとなるので、喫煙をしないようにしてください。

## **Q28 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はありますか**

職業歴に石綿又は石綿関連製品を取り扱う事業所等に従事していた可能性がありましたら、都道府県労働局又は労働基準監督署で労災の相談を受け付けています。また、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で労災補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度があります。保健所にご相談ください。石綿は昭和30年代より輸入が急増し、屋根に使われるスレートのような建材を始めブレーキライニングなど、多くの製品に使用されておりましたので、少しでも思い当たる場合にはご相談ください。

## **Q29 医師に中皮腫と診断されましたが、どこでアスベストを扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか**

石綿を取り扱った場所がよくわからない場合でも、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。監督署において、詳しくお話を伺い、必要な調査を行います。その結果、中皮腫が仕事が原因であると認められれば、労災認定が受けられます。また、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で労災補償の対象とならない方に対して救済給付の支給を行う制度があります。保健所にご相談ください。

## **Q30 当社ではアスベストを取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいでしょうか**

石綿を取り扱う作業等として、(1)石綿含有製品を製造・加工する作業等と、(2)石綿が使用された建築物等の解体等の作業について、石綿障害予防規則等に基づいて、主に次のような対策を講ずることが義務付けられています。

### **(1) 石綿含有製品を製造・加工する作業等**

#### **ア労働安全衛生法関係**

- ・石綿粉じんが発散する屋内作業場については、粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設ける。
- ・石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
- ・石綿製品を切断、穿孔、研磨等する際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、石綿製品を湿潤なものにする。
- ・屋内作業場については、6か月に1回ごとに空気中の石綿の濃度を測定し、作業環境の状態を評価、改善する。測定の記録は30年間保存する。
- ・常時これらの作業に従事する労働者について、6か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30年間保存する。

イ 大気汚染防止法関係 工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん(石綿)を発生する次のいずれかの施設(一定規模以上)を設置又は使用しようとする工場又は事業場は、都道府県等へ60日前までに届出が必要なおほか、敷地境界基準(大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本以下であること)の遵守、自主測定の義務(6か月に1回以上)と測定結果等の3年間保存が義務づけられています。

- 解綿用機械、混合機、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破砕機及び摩砕機、プレス(剪断加工用のものに限る。)、穿孔機(石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。)

## (2) 石綿が使用された建築物等の解体等の作業

### ア 労働安全衛生法関係

- ・解体、改修を行う建築物等に石綿が使用されているか否かについて、事前調査を行う。
  - ・石綿が使用されている建築物等の解体、改修を行う前に労働者へのばく露防止対策等を定めた作業計画を定め、これに従って作業を行う。
  - ・石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、石綿の有害性、粉じんの発散防止、保護具の使用方法等について特別教育を行う。
  - ・石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
  - ・石綿を含む建材等の解体をする際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、建材等を湿潤なものにする。
  - ・常時これらの作業に従事する労働者について、6 か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1 か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30年間保存する。なお、建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けています。(建設業労働災害防止協会)03-3453-8201
- イ 大気汚染防止法関係吹付け石綿や保温材等が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業を実施しようとする方は、都道府県知事等へ14日前までに届出が必要なほか、集じん装置の設置、隔離、湿潤化等の作業基準の遵守が義務づけられています。

### Q31 既に退職していますが、在職中はアスベストを取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか

労災保険給付を受ける権利は、退職しても変更されません。したがって、退職された後であっても、労災認定を受けることができますので、労働基準監督署にご相談ください。

### Q32 アスベストを扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きをすればよいのですか

過去に石綿を取り扱う作業に従事し、離職の際または離職後の健康診断で、一定の所見(両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。)が認められる場合には、住所地の(離職の際は、事業場の)都道府県労働局に健康管理手帳の申請をすることにより、健康管理手帳の交付がされます。手帳が交付された場合には、その後、無料で定期的に健康診断を指定の医療機関で受けることができます。

なお、この健康管理手帳の申請は、所属していた事業場が倒産等により、今現在存在していなくても、申請することができます。

申請方法などの詳細につきましては、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

## IV 施設管理に関するもの

### Q33 建物にアスベストを含む建材が使われているか調べられますか

建物を建てた建築業者やハウスメーカーに石綿含有建材が使用されているかお問い合わせ下さい。

建築建材の商品名、製造年がわかる場合は、製造メーカーにご確認ください。

### Q34 屋根にアスベストが使っているみたいなので、どうしたら良いのでしょうか

住宅屋根用スレートや繊維強化セメント板などにはアスベストが混入されているものがありますが、アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています。(昭和63年環境庁及び厚生省通知)。すなわち、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散する恐れがありますが、板状に固めたスレート等からは、通常の使用状態では繊維が飛散する可能性は低いと考えられますので、塗装等の通常の維持管理を適正に行っていれば問題ありません。製品にアスベストが混入されているかどうかについては、販売業者や建築時の工事業者、建築士等に 使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

また、商品名、製品製造時期等がわかればメーカーに直接確認するか、若しくは有料で分析調査を依頼することも考えられます。

### Q35 グラスウールとプラスターボードにアスベストが混入されていないか心配です

グラスウールやプラスターボードには、アスベストが混入されている情報はありますが、正確には 有料で分析調査をしなければなりません。

### Q36 建築物のどんなところにアスベストが使われていますか

建築物においては、吹き付けアスベストが鉄骨の耐火被覆材等として、また、アスベストを含んだセメントを板状に固めたスレートボード等が、屋根材、壁材、天井材等として使用されている可能性がありますが、一概にどの部位とは特定できません。おおよその施工部位の例は下表のとおりです。なお、吹き付けアスベストが使用された期間は、おおむね昭和30年頃から昭和50年頃まで、アスベスト含有吹き付けロックウールは昭和55年頃(一部商品は昭和63年頃)までです。

○建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 (内装材)	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床(吸音断熱材)	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹き付け材
天井結露防止材	屋根折板用断熱材、石綿含有吹き付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 (外装材)	窯業系サイディング、スラグ石こう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

厚生労働省「建築物の解体等の作業における石綿対策」パンフレットより

### Q37 建築物(事務所、店舗、倉庫等)はアスベストの危険性がありますか

建築物においては、耐火被覆材等として吹き付けアスベストが、屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています(昭和63年環境庁及び厚生省通知)。すなわち、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹き付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどです。建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

**Q38 建築物(事務所, 店舗, 倉庫等)に吹き付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいですか**

石綿障害予防規則において、吹き付けられたアスベストが劣化等により粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。石綿障害予防規則等、関係法令に従って適切に対処してください。

**Q39 建材や空気中のアスベスト含有を分析できる機関はありますか**

(社)日本作業環境測定協会のホームページで分析機関の名称と連絡先がご覧になれます  
<http://www.jawe.or.jp/jigyouseido-s/ishiwata/ishiwata-list.pdf>。

その他、県内では、(社)日本作業環境測定協会 北関東支部 茨城分会の会員事業所等のうち、下表の機関に分析を依頼することができます。(分析できる内容は各機関により異なります。)

事業所名	所在地	電話番号
(株)三菱科学アナリテック	稲敷郡阿見町中央8-5-1	029-887-1017 fax 887-5381
(株)環境測定サービス	水戸市石川4丁目3896-3	029-257-2601 fax 257-2602
(株)環境科学研究所	北茨城市磯原町磯原1564-4	0293-42-2694 fax 42-2625
(社)茨城県公害防止協会	水戸市元吉田町1736-20	029-248-7431 fax 240-1270
(株)環境研究センター	つくば市羽成3-1	029-839-5511 fax 839-5527
住友金属テクノロジー(株) 鹿島事業部環境試験センター	鹿嶋市光3番地	0299-84-2565 fax 84-2566
(株)化研	水戸市堀町1044	029-227-4485 fax 227-4082
(株)ケムコ鹿島事業部	鹿嶋市光3番地	0299-84-3615 fax 83-8080
日立協和エンジニアリング(株)	ひたちなか市堀口832-2	029-276-5626 fax 276-5746
平成理研(株)茨城営業所	常総市新石下3611	0297-42-7300 fax 42-7304
日立化成テクノサービス(株)	日立市東町4-13-1	0294-23-3104 fax 24-7159

※(社)茨城県公害防止協会は、空気中の濃度測定のみ可能

#### **Q40 わが家はアスベストの危険性がありますか**

建築物においては、耐火被覆材等として吹き付けアスベストが、屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています(昭和63年 環境庁及び厚生省通知)。

すなわち、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹き付けアスベストは、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。販売業者や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせてみるなどの対応が考えられます。

#### **Q41 わが家では、見えるところには吹き付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫ですか**

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています(昭和63年 環境庁及び厚生省通知)。すなわち、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

#### **Q42 繊維壁にはアスベストは含まれていますか**

繊維壁には、アスベストが混入されているという情報はありませんが、正確に知るためには分析機関等へ依頼し、分析調査をしなければなりません。(分析は有料となります。)

#### **Q43 アスベストの飛散防止には、取り除く(除去)以外に方法があるのですか**

吹き付けアスベストの層はそのまま残し、固化剤を吹き付け、浸透を施し、固着・固定したうえで飛散を防止する『封じ込め工法』や、アスベストが吹き付けられている天井、壁等を別の建材で覆うことにより、飛散を防止する『囲い込み工法』があります。しかし、除去工法以外の工法については、解体時に改めて飛散防止の処理が必要です。

#### **Q44 アスベストの除去は、法的に義務づけられているのですか**

石綿障害予防規則では、「事業所において、吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときには、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない」とされており、状況に応じて工法を選択することになります。

また、建築基準法が改正(平成18年10月1日施行)され、吹き付けアスベスト及びアスベスト含有吹き付けロックウールの使用が規制されました。増改築時には、原則としてこれらの除去が必要となりますが、増改築部分の床面積が、それ以前の床面積の1/2を超えない場合には、増改築部分の以外について、封じ込めや、囲い込みの措置でも許容されます。

#### **Q45 アスベストを除去した場合、建築物の耐火性能に支障はありませんか**

建築基準法の規定により、耐火性能を確保するため鉄骨の柱や梁等にアスベストを吹き付けていた場合は、除去すると同時に耐火性能のある材料で被覆する工事が必要になります。なお、電気室や機械室に断熱、防音措置として施工されているものについては、除去しても耐火性能上の問題はありせん。

#### **Q46 水道管に石綿管が使用されていると聞きましたが、石綿管を通過した水道水による健康影響はないですか**

厚生労働省は、平成4年の水道水質基準改正時にアスベストの毒性を評価しましたが、「アスベストは呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定を行わない」としています。

また、世界保健機構(WHO)が策定・公表している飲料水水質ガイドラインにおいても、飲用水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドラインを定める必要はない」としています。以上のことから、石綿セメント管を使用している水道水の健康への影響はないものとされています。

### **V アスベストの処理等に関するもの**

#### **Q47 県内にアスベストを処分できる中間処理施設はあるのですか**

○吹付アスベストなどの飛散性アスベスト廃棄物の処理事業者 飛散性アスベスト廃棄物は、廃棄物処理法における特別管理産業廃棄物「廃石綿等」に該当します。処分にあたり、県内の産業廃棄物処理施設として許可され、受け入れをしている事業者は次のとおりです。

- ・日鉱環境(株)(日立市) tel 0294-23-7192
- ・中央電気工業(株)鹿島工場(鹿嶋市) tel 0299-84-3413
- ・(財)茨城県環境保全事業団(エコフロンティアかさま)(笠間市) tel 0296-70-2511

なお処理の依頼にあたっては、各事業者にご相談ください。

#### ○非飛散性アスベスト廃棄物の処理事業者

非飛散性アスベスト廃棄物は、波板スレートなどのアスベスト成形板が解体工事等により撤去されたもので、主に産業廃棄物の「がれき類」あるいは「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当します。アスベスト成形板を処理するにあたっては、破碎等を行わず、最終処分(埋立処分)又は熔融処理するようお願いいたします。

県内の処分業者については、以下のとおりです。処理の依頼にあたっては、各事業者にご相談ください。

- ・日鉱環境(株)(日立市) tel 0294-23-7192
- ・中央電気工業(株)鹿島工場(鹿嶋市) tel 0299-84-3413
- ・(財)茨城県環境保全事業団(エコフロンティアかさま)(笠間市) tel 0296-70-2511
- ・向洋産業(株)(北茨城市) tel 0293-46-3864
- ・(有)新栄商事(下妻市) tel 0296-44-5401

#### **Q48 建設リサイクル法では、どのような手続きが必要ですか**

建設リサイクル法では、工事着手の7日前までに知事等に分別解体等の計画に係る届出を提出することが定められており、その際には、各特定建設資材の付着物について事前調査をすることが義務付けられています。届出は、県民センター総室、各県民センター及び特定行政庁に提出することになりますが、

- ①審査時においては、石綿使用の有無の確認、使用している場合の石綿障害予防規則などの遵守
- ②現地調査時においては、解体工事での石綿の適切な取り扱いについて、指導をしています。

◆建設リサイクル法(正式名称:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) 特定建設資材(※1)を用いた対象建設工事(※2)において, 次の行為を義務付け

- ①特定建設資材の分別解体及び発生した廃棄物の再資源化
- ②発注者は, 工事着手7日前までに知事等へ分別解体等の計画について届出
- ③受注者は特定建設資材の付着物(吹付け石綿等)の有無の事前調査及び付着している場合の除去・適正処理

※1 特定建設資材:コンクリート, コンクリート及び鉄から成る資材, アスファルトコンクリート, 木材

※2 対象建設工事:解体工事の場合は, 床面積80㎡以上

#### **Q49 解体の手順はどのように定められていますか**

解体工事は、①建築設備、内装材の取り外し(原則、手作業)②屋根葺き材の取り外し(原則、手作業)③外装材や柱・梁の取り壊し④基礎コンクリート・基礎杭の取り壊しの順序で行うのが標準であるが、吹付けアスベスト等の飛散性付着物がある場合には、関連法令の作業基準等を遵守して、解体工事前に除去する必要があります。

なお、アスベスト成型板等の非飛散性アスベスト含有建材については、原則手作業で原型のまま撤去し、やむを得ず機械等により撤去する場合は、散水等によるアスベスト飛散防止措置を行いながら撤去し、最終処分場(埋立処分)又は熔融処分場へ搬出するようお願いします。

#### **Q50 解体工事をする際には、どのような法律が適用されますか**

大気汚染防止法, 労働安全衛生法, 建設リサイクル法, 県条例などが適用になり, それぞれの法律等により, 事前調査, 届出, 作業手順などが定められています。

#### **Q51 アスベストを除去できる施工業者はありますか**

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術について, 関係法令に定められた作業基準等を踏まえた工法として, (財)日本建築センターにより審査証明された工法が公表されていますので, 参照のうえ, 各事業所にお問い合わせください。

(財)日本建築センター審査証明取得技術一覧(アスベスト処理技術)

リンク先 [http://www.bcj.or.jp/c12\\_rating/bizunit/exam/exam.php?type=3#a3](http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/exam.php?type=3#a3)

#### **Q52 アスベストを除去する工事費はどれくらいかかりますか**

国土交通省の公表によると, 処理費の目安としては, おおよそ次のとおりとされています。

- ・処理面積300㎡未満: 2万円/㎡~6万円/㎡
- ・300㎡~1000㎡: 1.5万円/㎡~4万円/㎡
- ・1000㎡以上 : 1万円/㎡~2.5万円/㎡

**Q53 アスベストの除去工事を行う際に、行政機関の許可は必要ですか**

アスベストの除去等を実施する際の飛散防止方法などを記載した除去作業計画等の届出が必要です。届出対象及び届出先等は別表のとおりです。

**【別表】**

○吹き付けアスベスト

法令等	作業の種別	届出対象建築物等及び届出するもの	届出先
石綿障害予防規則	除去	○耐火・準耐火建築物 →建設工事計画届  ○その他	労働基準監督署
大気汚染防止法	除去 封じ込め・囲い込み	○建築物及び工作物 →特定粉じん排出等作業実施届	県(各県民センター 環境保全課) ひたちなか市(環境 保全課) 筑西市(生活環境課)

○アスベスト含有保温材・断熱材・耐火被覆材

法令等	作業の種別	届出対象建築物等及び届出するもの	届出先
石綿障害予防規則	除去	○建築物・工作物 →建築物解体等作業届	労働基準監督署
大気汚染防止法	除去・封じ込め・囲い込み	○建築物・工作物→特定粉じん排出等作業実施届	県(各県民センター 環境保全課) ひたちなか市(環境保全課) 筑西市(生活環境課)

**Q54 解体工事をする際に、建材にアスベストが含まれているか調べる(分析する)必要はありますか**

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則により、吹付け石綿及び石綿を含有する建材等のうち石綿の重量比が0.1%を超えるものについては、規制の対象となり、製造時期・目視・設計図書等により調査し、判断できない場合については分析をする必要があります。

なお、石綿を含有する建材等が使用されているとみなして適正に作業を行う場合は、分析をする必要がありません。

**Q55 自分の所有地にアスベストのようなものを捨てられた場合、どこに連絡したらよいか。また、その処分はどのようにしたらいいですか**

アスベストに限らず、廃棄物の不法投棄などを発見されたときは、下記のフリーダイヤル不法投棄110番で、所管の各県民センター環境・保安課へご相談ください。

フリーダイヤル 0120-536380(いつもみんなでもらなくみはれ)

## **Q56 アスベスト撤去等の工事を業務として行いたい、どのような資格が必要ですか**

吹付けアスベストやアスベストを含有する保温材・断熱材・耐火被覆材、その他アスベストを含有する建材(スレート板など)を使った建築物・工作物を解体、改修する場合は、石綿障害予防規則第19条に規定する石綿作業主任者を選任しなければなりません。

・資格取得の講習会等の問い合わせ先(社)茨城労働基準協会連合会 電話029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp/top.htm>

また、廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物管理責任者の選任が必要になります。

・資格取得の講習会等の問い合わせ先

(財)日本産業廃棄物処理振興センター 電話03-3668-7311

なお、建物の解体を行う場合には、原則として建設業法に基づく許可、又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録が必要となります。

## **VI 融資や支援に関するもの**

### **Q57 アスベストの除去工事に対する融資制度はあるのですか**

県では、次のとおり、アスベストの除去等に係る融資制度を各種ご用意しております。詳細は、別添(当Q&Aの末尾)の案内をご覧ください。

- 中小企業者が事業用資産(事業に使用する個人所有の建物等を含む)についてアスベスト等の除去を行う場合
- 農業者がその事業用施設のアスベストの除去等を行う場合
- 漁業者がその事業用施設のアスベストの除去等を行う場合

### **Q58 自宅の壁材にアスベストが含まれているかどうか調べてほしい**

民間等の検査機関において、検査を行っています。そのリストはQ39で紹介しています。

### **Q59 アスベストが含まれているかどうか調べたいが、検査費用について助成制度等はないですか**

検査費用についての助成制度はありませんが、Q57のとおり、個人住宅等向けに、アスベストの調査・分析及び除去等の工事を行う場合に融資制度を設けています。

#### **Q59-2 アスベストの除却工事に対する補助はあるのですか**

県では、平成19年度から、民間建築物アスベスト対策緊急助成事業を開始しました。この事業は、民間建築物のアスベスト除却に対して補助を行う市町村の助成を行うものです。対象は、多数の者が利用する建築物のアスベスト調査及び除却工事で、国が3分の1、県が6分の1、市町村が6分の1を補助する仕組みです。

なお、調査費は72,000円、工事費は600万円が補助対象の上限となります(それぞれ、48,000円、400万円が補助額の上限となります)。また、国、県は、補助事業を行う市町村へ補助を行うため、市町村で補助制度があることが必要となります。詳しくは、県の建築指導課(電話029-301-4727)か市町村の担当窓口へお問い合わせください。

## **Ⅶ 家庭用品等に関するもの**

### **Q60 家庭内の日用品で、アスベストを含んだ製品はありますか**

経済産業省が行った「石綿(アスベスト)を含有する家庭用品の実態把握調査」結果によると、家庭内で使用する電気製品やガス・石油製品、水栓器具、浴室・キッチン・トイレ関連の器具などにアスベストが使用されていることが判明しています。

調査結果の詳細及び問い合わせ先については、経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/>)で公開しています。※該当ページアドレス <http://www.meti.go.jp/press/20051020006/20051020006.html>

### **Q61 家庭内にあるアスベストを含んだ製品の廃棄はどのようにするのですか**

アスベストを含んだ製品を壊したり分解したりしないようにお願いします。具体的な出し方(廃棄方法)については、お住まいの市町村の廃棄物担当窓口にお問い合わせください。なお、アスベストを含んだ製品にどのようなものがあるかについては、Q60にある経済産業省ホームページを参照願います。

## **Ⅷ その他**

### **Q62 学校におけるアスベスト対策について教えてください(国での対策)**

学校施設においては、吸音等を目的として天井等に吹き付けアスベストが使われてきました。昭和 62 年に学校、公営住宅等における吹き付けアスベストが社会問題となり、同年、対応方策について早急に検討するため、公立学校施設の吹き付けアスベストの使用状況の大勢を把握するため調査を実施しました。

さらに、関係法令や関係省庁からの通知、技術指針等を都道府県教育委員会へ通知するとともに、これを厳守し適切な工事が行われるよう指導しています。また、現在、アスベスト対策工事については、安全・安心な学校づくり交付金における大規模改造事業の補助対象工事としております。

文部科学省では、子どもたちの安全対策の万全を期するために、平成 17 年 7 月に学校施設等における吹き付けアスベスト使用状況等の全国実態調査を実施して以来、フォローアップ調査を毎年実施しています。調査結果につきましては、文部科学省ホームページをご覧ください。

アドレス: <http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

### **Q63 学校における児童生徒等及び教職員の健康被害の状況はどうなっているのですか**

本県では、アスベスト等の使用が確認された県立学校においては、順次、飛散防止のための改修工事を実施しており、平成 22 年度で全ての工事が終了いたします。

県立学校では、毎年、生徒と教職員の定期健康診断検査を実施しており、健康被害と思われる所見がなかったことを確認しております。なお、市町村教育委員会からも健康被害が疑われる事例の報告はありません。

### **Q65 各種相談・問い合わせ窓口を案内してほしいのですが**

別添「アスベストに関する相談窓口一覧」のとおり

### **Q66 民間の支援相談窓口はありますか**

民間団体の支援・相談をご希望の方は以下の相談窓口もご利用いただけます。

【中皮腫・じん肺・アスベストセンターへのご相談】(03-5627-6007 <http://www.asbestos-center.jp/>)

このQ&Aに関するお問い合わせ先

〒310-8555 茨城県アスベスト(石綿)対策連絡会議事務局[茨城県政策審議室調整  
担当] 電話番号:029-301-2030(直通)

ファックス:029-301-2039

E-mail:[seisakushingi2@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:seisakushingi2@pref.ibaraki.lg.jp)

# アスベストの除去等に係る 融資制度について

中小企業者向け融資制度 （産業政策課）	.....	1
農業者向け融資制度 （農業経済課）	.....	2
漁業者向け融資制度 （漁政課）	.....	3

平成22年12月改訂

茨城県

## アスベストの除去等に係る融資制度について

中小企業者が、自らの施設のアスベスト除去を行う場合、茨城県災害対策融資（地震災害予防対策枠）を利用できます。

## 1 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000 万円	10 年以内（据置 3 年以内）
運転資金	3,000 万円	7 年以内（据置 2 年以内）

償還期間	融資利率等（年利）		
	保証付	保証無	保証料
3 年以内	1.5%	2.0%	0.45～1.9%
3 年超 5 年以内	1.6%	2.1%	
5 年超 7 年以内	1.7%	2.2%	
7 年超 10 年以内	1.8%	2.3%	

※融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。  
 ※アスベスト除去を行う場合の対象地域は県内全域となります。

## 2 申込窓口

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会

問い合わせ先

茨城県商工労働部産業政策課

電話029-301-3530

金融グループ

アスベスト除去等に係る融資制度について

農業経済課

農業用施設等のアスベスト除去等を行う場合は、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金を活用できます。

資金名	農業近代化資金			農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金
貸付対象者	認定農業者	認定農業者以外の農業者	農協等	認定農業者	認定農業者以外の農業者
償還(据置)期限	15 (7)年 以内	15 (3)年 以内	20 (3)年 以内	25年(10)以内	25年(3)以内
貸付限度額	個人 1,800万円 法人 2億円		15億円	個人 1億5千万円 法人 5億円	個人 1億5千万円 法人 5億円
融資率	100%	80%	80%	100%	80%
貸付利率 (H22.9.21 現在)	0%~ 1.25%	1.4%	1.4%	0%~1.4%	1.4%

問い合わせ先  
茨城県農林水産部農業経済課  
金融グループ  
電話 029-301-3866

アスベストの除去等にかかる融資制度について

漁業近代化資金

沿岸・沖合漁業者を中心として、漁船・漁具・養殖施設等装備の高度化を図り漁業経営の近代化を促進する目的で、長期かつ低利の資金を融通する系統金融機関に対し、県が利子補給を行うものです。

利率は平成22年9月21日現在

資金種類	融資枠	資金の内容	融資機関	基準金利	利子補給率	貸付利率	償還期限(うち、据置)	融資対象者	貸付限度額	融資率			
漁船建造取得率	(百万円) 600	20トン未満漁船の建造・取得・改造	中金	2.45	1.05	1.40	15(3) 年 木船	漁業を営む個人、法人	漁業者 ★20トン以上の漁船の資金借受者 36,000万円	80%以内			
		船舶用機器の取得	信漁連	2.65	1.25	1.40					9(2) 機器	漁業生産組合	★水産養殖業者(法人) 12,000万円
		20トン以上130トン未満漁船の建造・取得・改造	中金	2.45	1.05	1.40							
船舶用機器の取得・改造		信漁連	2.65	1.25	1.40	個人 15(3)	漁業協同組合	★上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者・漁船漁業用施設資金借受者・水産養殖業者(個人)					
漁船漁具保管修理施設 漁業用資材保管施設 漁船用油供水供給施設 養殖用作業舎 水産物処理施設 水産物保蔵施設 水産物加工施設 製氷冷凍施設 水産物等運搬施設 水産物販売施設 漁業用通信施設		中金	2.45	1.05	1.40				組合 20(3)		漁業協同組合連合会	★上記以外の個人 9,000万円	
漁場改良造成用機具 漁船用油供水供給用機具 水産種苗生産用機具 養殖用餌料調整供給用機具 養殖用肥料薬剤、施用機具 養殖水産物収穫用機具 水産物運搬用器具 生産・経営管理情報処理用機具		信漁連	2.65	1.25		1.40	水産加工業協同組合	★上記以外の個人 18,000万円					
漁具、養殖いかだ 養殖施設		中金	2.45	1.05	1.40				個人 7(2)		その他の団体、法人	★上記の限度額を超えて借受けする場合は農林水産大臣の承認を必要とします。 ★初次的経営資金 15,000万円	
養殖種苗の購入及び育成、増殖種苗の購入又は育成資金		信漁連	2.65	1.25		1.40	組合 10(2)	水産加工業協同組合連合会					★漁村給排水施設資金 12,000万円 ★魚家民宿施設資金、特定の魚家住宅資金 18,000万円
漁村情報処理・通信施設 漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設		融資機関に関わらず	1.80	0.40	1.40				20(3)		漁協等 120,000万円		

※貸付利率：借受者が負担する金利で、金融情勢の変化により変わることがあります。

(共同施設の場合は融資機関に関わらず基準金利1.8%利子補給率0.4%貸付利率1.4%)

アスベスト対策としての具体例(融資をうける際は茨城県農林水産部漁政課までお問い合わせください)

- ・漁船漁具保管施設や水産物処理施設等にアスベストが使われていた際に、アスベストを除去することを主目的に改造する
- ・各種機具等にアスベストが使われていた場合の買い換え
- ・アスベストを除去しただけで、生産性の向上等漁業の近代化につながらないものは対象外

問合せ先  
茨城県農林水産部漁政課  
経営組合グループ  
電話029-301-4075